

長野県水素利活用検討プロジェクトチームの創設について

令和6年2月
産業労働部産業政策課

1 目的

- ・カーボンニュートラルの実現に向け、水素の利活用は今後益々重要性を増していくことが見込まれる
- ・現時点では輸入された水素の利活用が一般的になると見込まれており、内陸県である長野県では、この点が普及のボトルネックとなることが懸念
- ・将来的には水素利活用の環境が立地競争力の分水嶺となることも想定、長野県での水素利活用の課題解決に向け、関係者間で検討を行うべく、本プロジェクトチームを設置することとする。

2 スケジュール及び議題（案）

- ・3月 第1回長野県水素利活用検討プロジェクトチーム
水素利活用の現状と課題及び水素利活用に関する支援制度について
- ・その後3回程度プロジェクトチームを開催
ユーザーやサプライヤーの立場から、長野県での水素の利活用や安定供給に向けた課題等についてプレゼンを行っていただき、意見交換を実施
- ・今夏 プロジェクトチーム中間報告 取りまとめ

3 メンバー（案）

- ・県内外のユーザー企業やサプライヤー企業等、県内企業の水素利活用の推進に必要な識者にご参加いただくべく調整中
- ・長野県産業イノベーション推進本部からは、信州大学の杉原副理事・教授にメンバーとして就任いただく予定
- ・その他のメンバーの方については、調整が済み次第公表予定

長野県水素利活用検討プロジェクトチーム規程（案）

令和6年3月 日

（名称）

第1条 本会は、長野県産業イノベーション推進協議会規約第6条第1項及び第2項の規定に基づき設置することとし、その名称を「長野県水素利活用検討プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という。）とする。

（目的）

第2条 プロジェクトチームは、長野県内における水素の利活用促進に向け、解決すべき課題の整理とその対応策の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 長野県内における水素の利活用に当たって解決すべき課題の整理と、その対応策として必要となる政策の立案・実行に関する事。
- (2) その他、プロジェクトチーム長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第4条 プロジェクトチームは、議事内容等を踏まえ、プロジェクトチーム長が指定するメンバーで構成する。

- 2 プロジェクトチームには、プロジェクトチーム長及び副プロジェクトチーム長を置く。
- 3 プロジェクトチーム長は、産業労働部長をもって充てる。
- 4 プロジェクトチーム長は、必要に応じて、プロジェクトチームのメンバーから座長を指名することができる。
- 5 副プロジェクトチーム長は、プロジェクトチーム長を補佐し、プロジェクトチーム長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 副プロジェクトチーム長は、産業政策課長をもって充てる。

（運営）

第5条 プロジェクトチームは、プロジェクトチーム長が招集する。

- 2 プロジェクトチームの議事は、プロジェクトチームのメンバーの総意を持って決する。
- 3 プロジェクトチームのメンバーは、やむを得ない理由によりプロジェクトチームに出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 プロジェクトチーム長は、必要があると認める場合に、プロジェクトチームのメンバー以外の者をプロジェクトチームに出席させ、意見を求めることができる。
- 5 プロジェクトチームは、原則公開とする。ただし、プロジェクトチームにおいて公開が適当でないとする場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 プロジェクトチームの庶務は、長野県産業労働部産業政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの組織、運営、経費等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年3月 日から施行する。